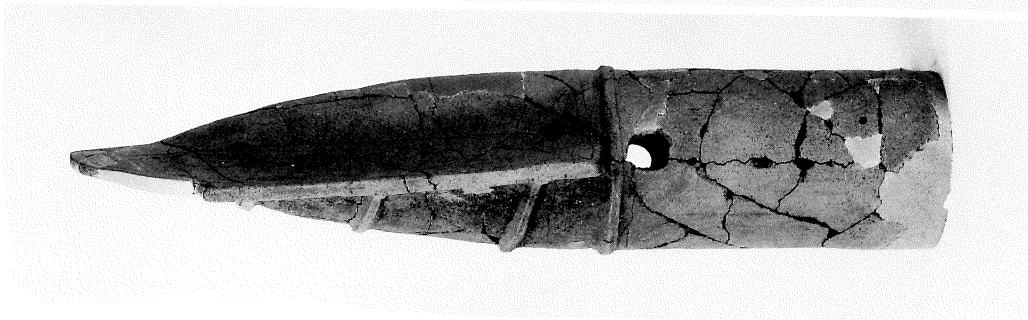
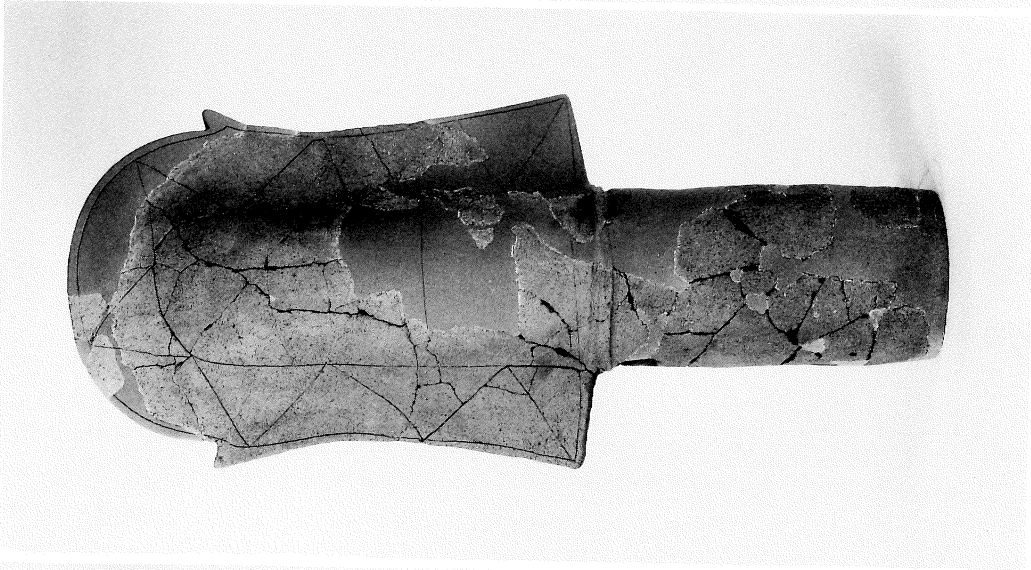
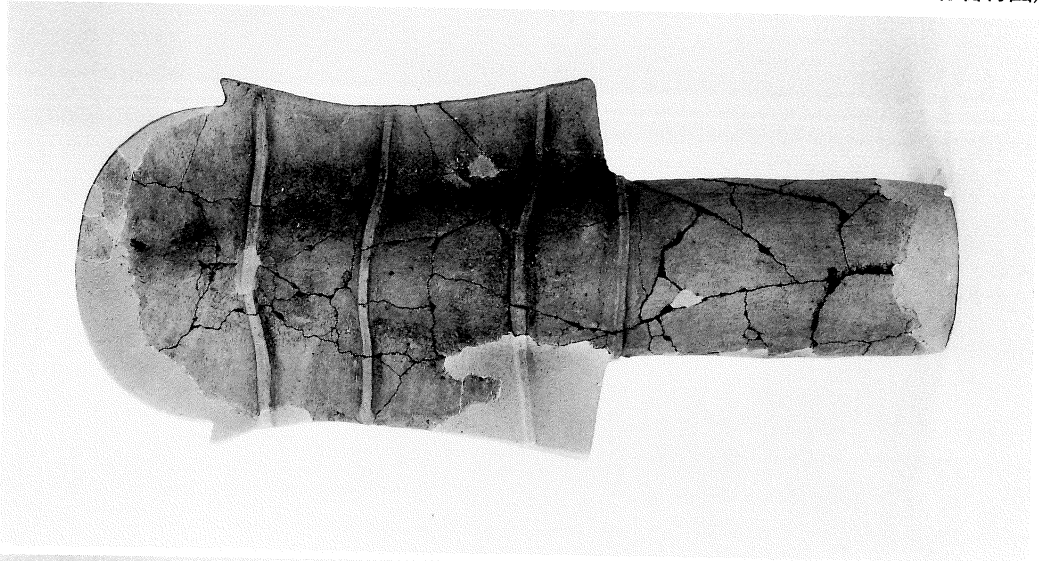


研 究 紀 要

第 9 号

1 9 9 2

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団



小前田2号墳出土盾形埴輪

目 次

序

〈論文〉

若宮遺跡出土土器群の再検討 宮崎朝雄 金子直行…… 1
—静岡県東部における押型文系土器群の出現と展開—

将監塚遺跡・古井戸遺跡における
羽状縄紋を有する加曾利E式土器 橋本 勉…… 27
—集落と土器研究の一視点—

土偶の破損 濱野美代子…… 43

鍛冶谷・新田口遺跡出土土器の分析—前篇— 福田 聖…… 59

古墳時代馬小考 山川 守男……103

出現期模倣坏の検討（一） 大屋道則 中村倉司……119
—岡部町地神祇遺跡A地点資料による検討—

掘立柱建物の機能と構造 昼間 孝志……129
—埼玉・群馬県の集落遺跡の例を中心にして—

郡家造営事始め 田中 広明……141

板碑の廃棄に関する基礎的検討（一） 宮瀧 交二……167
—埼玉県内における井戸跡出土の板碑をめぐって—

〈資料紹介〉

小前田2号墳出土の盾形埴輪 瀧瀬 芳之……177

将監塚遺跡・古井戸遺跡における 羽状縄紋を有する加曾利E式土器

—集落と土器研究の一視点—

橋本 勉

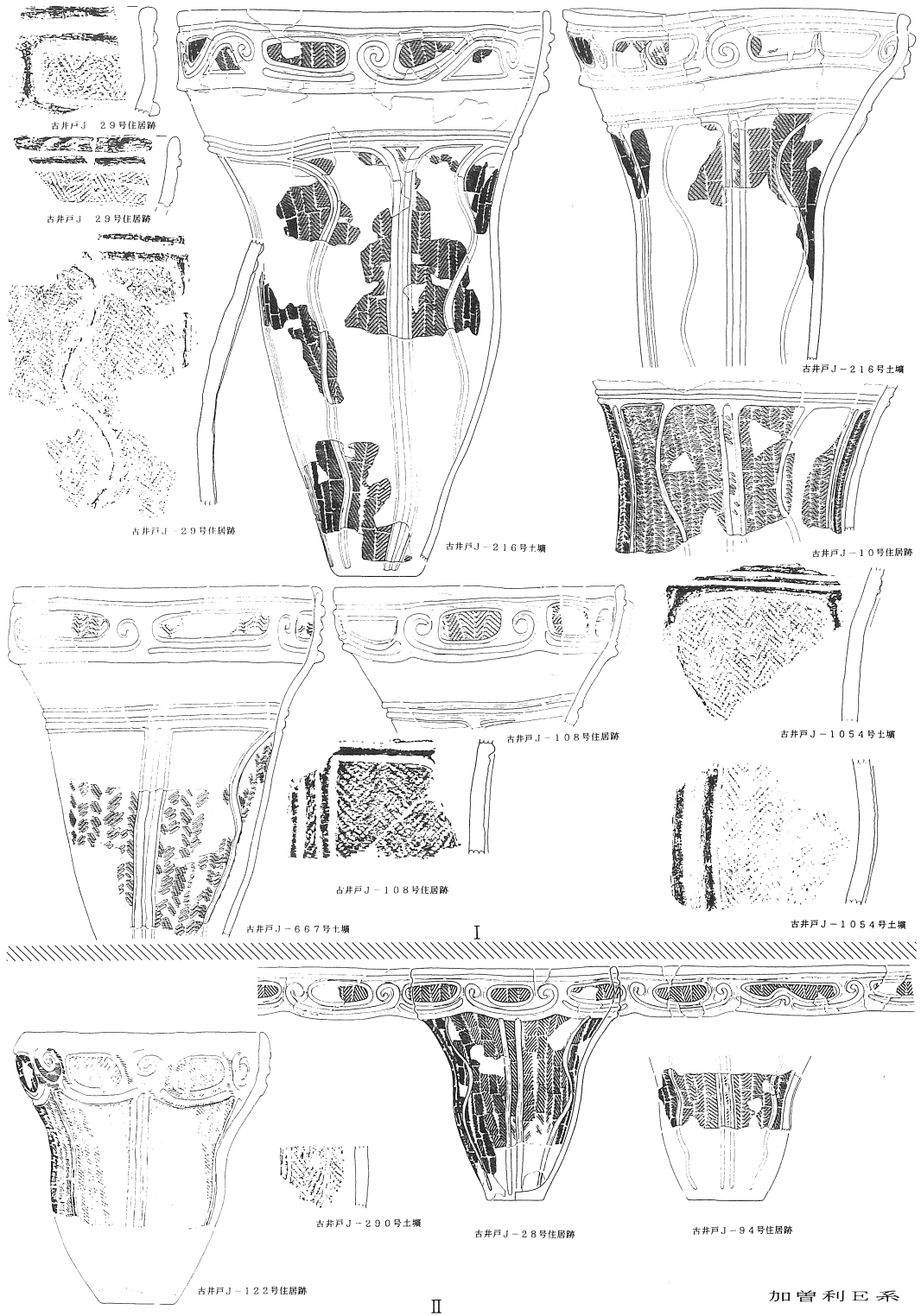
要約 埼玉県北部の縄紋時代中期（特に加曾利E式）の集落から出土する地紋に羽状縄紋を持つ加曾利E I式後半の土器について分析する。地紋に羽状縄紋を持つ土器は、極めて特異であり、これを羽状縄紋第I期と第II期に分類し加曾利E I式後半に位置付ける。そして連弧紋を採用する際にも器形と紋様がまったく異なった土器を一気に取り入れる事を検証して加曾利E Iから加曾利E II式への移行を理解する。次に羽状縄紋を持つ土器が出土する遺構（住居跡・土壇・埋甕）に注目し、その分布と変遷を考えて羽状縄紋を持つ住居跡は4グループ内で特定の住居跡にだけ出土する事から世襲であった事を理解する。また紋様が同じで地紋が異なることについて、羽状縄紋を持つ土器はファッションデザイナー（土器紋様の決定者）であった事を推測する。同時に羽状縄紋を持つ土器は、その住居跡を代表するシンボル（家紋）であった事を推測する。

将監塚遺跡と古井戸遺跡は、埼玉県北部に所在する縄紋時代中期の大集落跡である。両遺跡は、埼玉県埋蔵文化財調査事業団によって発掘調査が行われ調査報告書もすでに刊行されている（石塚1986、宮井 1989）。古井戸遺跡は集落をほぼ全掘、将監塚遺跡は未調査部分を残すものの全域が判断できるものである。この二つの集落は、約2 kmほどしか離れておらず隣接して存在する点も大きな特徴である。

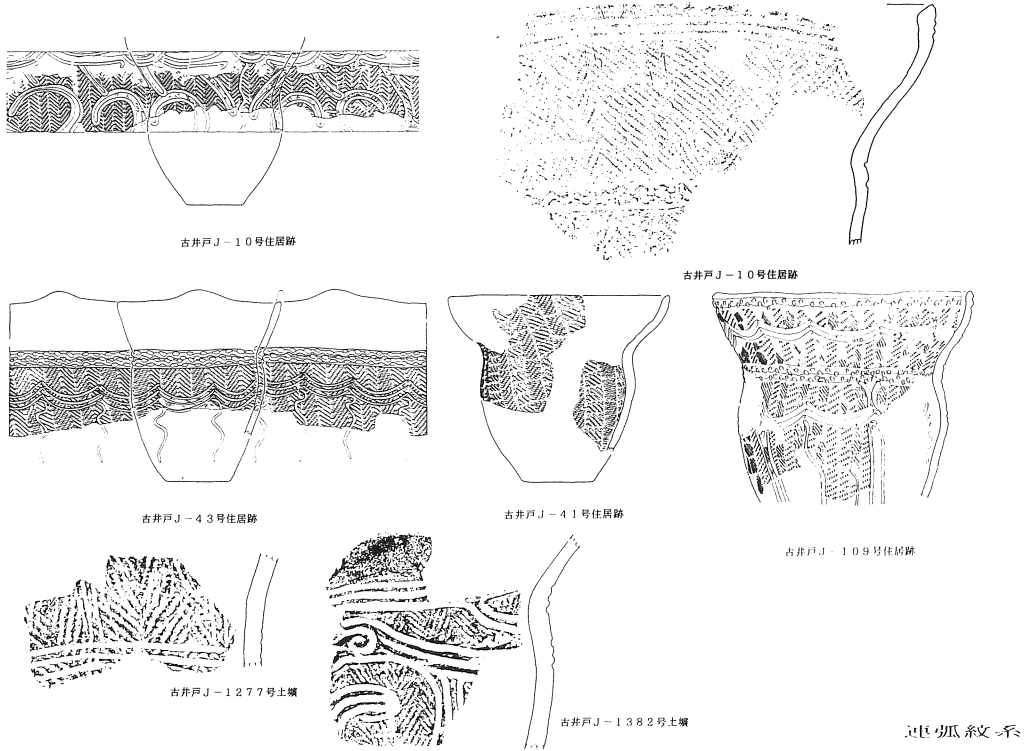
今回、筆者が分析を試みる縄紋式土器は、将監塚遺跡・古井戸遺跡に存在する膨大な縄紋時代中期（加曾利E式土器）の土器の中では極少数の約40個体の土器についてである。この土器の他の大多数と異なった点は、地紋となる縄紋に羽状縄紋が採用される事である。同一時期に存在する他の土器と同じ器形・紋様帯・紋様を有しながら何故地紋に特別に変わった羽状縄紋を使用したのか。これが、今回のテーマの出発点である。

将監塚・古井戸両遺跡の羽状縄紋土器は、従来の時間軸での加曾利E I式後半に出現し、加曾利E II式前半で終結する。これは、時間的連鎖をもったまとまりとして理解する事が出来る。「型式」細分に立脚しながら別な納まり方を示すものである。また、これらの土器は特定の住居跡から1個か2個出土するのを原則としており、羽状縄紋土器第I期から第II期にかけて羽状縄紋は特定の住居跡に引き継がれるようである。

以下、将監塚・古井戸両遺跡の羽状縄紋土器を集落論、土器論の両面から分析していきたい。



第1図 古井戸遺跡の羽状縄紋土器（1）



第2図 古井戸遺跡の羽状縄紋土器（2）

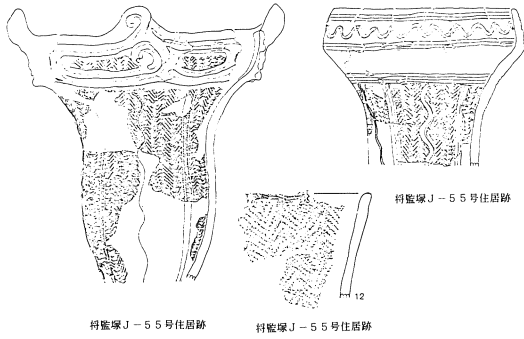
1. 羽状縄紋を有する加曾利E式土器の規定

将監塚・古井戸両遺跡の報告書中で地紋縄紋が羽状を呈するものを総て注出する。将監塚遺跡—18個体、古井戸遺跡—22個体でほぼ同数、しかも、羽状縄紋を有する拓影図、実測図の総てが加曾利E I式後半から加曾利E II式の前半（埼玉県埋文事業団編年第10期から第11期）にかけてに集束する。これは、筆者の当初の予想に反する集中度を示しているとともに実測図の点数がかなりの比重を占める事も判明した。細片は掲載されていない可能性が高いが、傾向として理解しておきたい。また報文中の拓影図についても全て注出した。このことに関しては、以下の集落についての分析に結束する。

[規定]

羽状縄紋土器第I期（第1図上段、第3図上段）・（古井戸J—10号住居跡・29号住居跡・108号住居跡・216号土壇・667号土壇）・（将監塚J—55号住居跡・85号住居跡・106号住居跡・40号埋甕）埼玉県埋文事業団編年第10期に相当させる。頸部に無紋帯を持ち、1紋様帯と2紋様帯に分離する。

将監塚J—55号住居跡は、波状口縁深鉢形土器と特異な平縁深鉢形土器によって構成されており他とは異なっている。波状口縁深鉢は、4単位波状で頸部無紋部を持たずに隆起線で区画される。1紋様帯は、渦巻紋と楕円紋が一部結合している部分がある。波頂部には渦巻紋が配される。2紋様帯は、沈線紋による2本一組の懸垂紋と1本の蛇行紋からなる。平縁形土器は、頸部に無紋部を



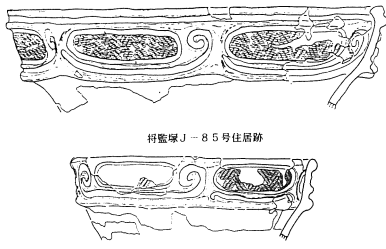
将監塚J-55号住居跡

将監塚J-55号住居跡

将監塚J-55号住居跡

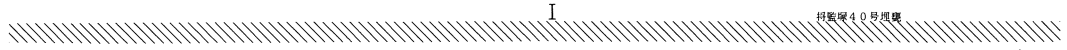
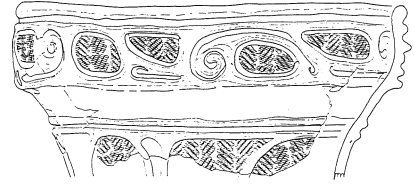


将監塚J-552号土塊



将監塚J-85号住居跡

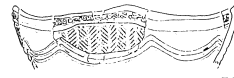
将監塚J-106号住居跡



I



将監塚J-77号住居跡



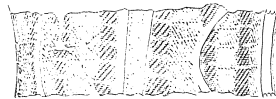
将監塚J-77号住居跡



将監塚J-77号住居跡



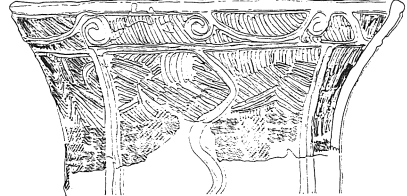
将監塚J-77号住居跡



将監塚J-71号住居跡



将監塚J-71号住居跡



将監塚J-68号住居跡

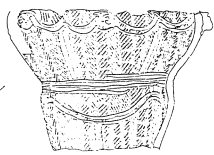
加曾利E系



将監塚J-38号住居跡



将監塚J-63号住居跡



将監塚J-107号住居跡



将監塚J-47号住居跡

II

連弧紋系

第3図 将監塚遺跡の羽状縄紋土器

配し1紋様帯と2紋様帯に分離される。1紋様帯は、無紋地に隆起線による波状紋が配される。2紋様帯は、2本一組の隆起線による懸垂紋と1本の隆起線による蛇行紋が描かれる。ほかに、羽状縄紋だけが施紋される波片がある。

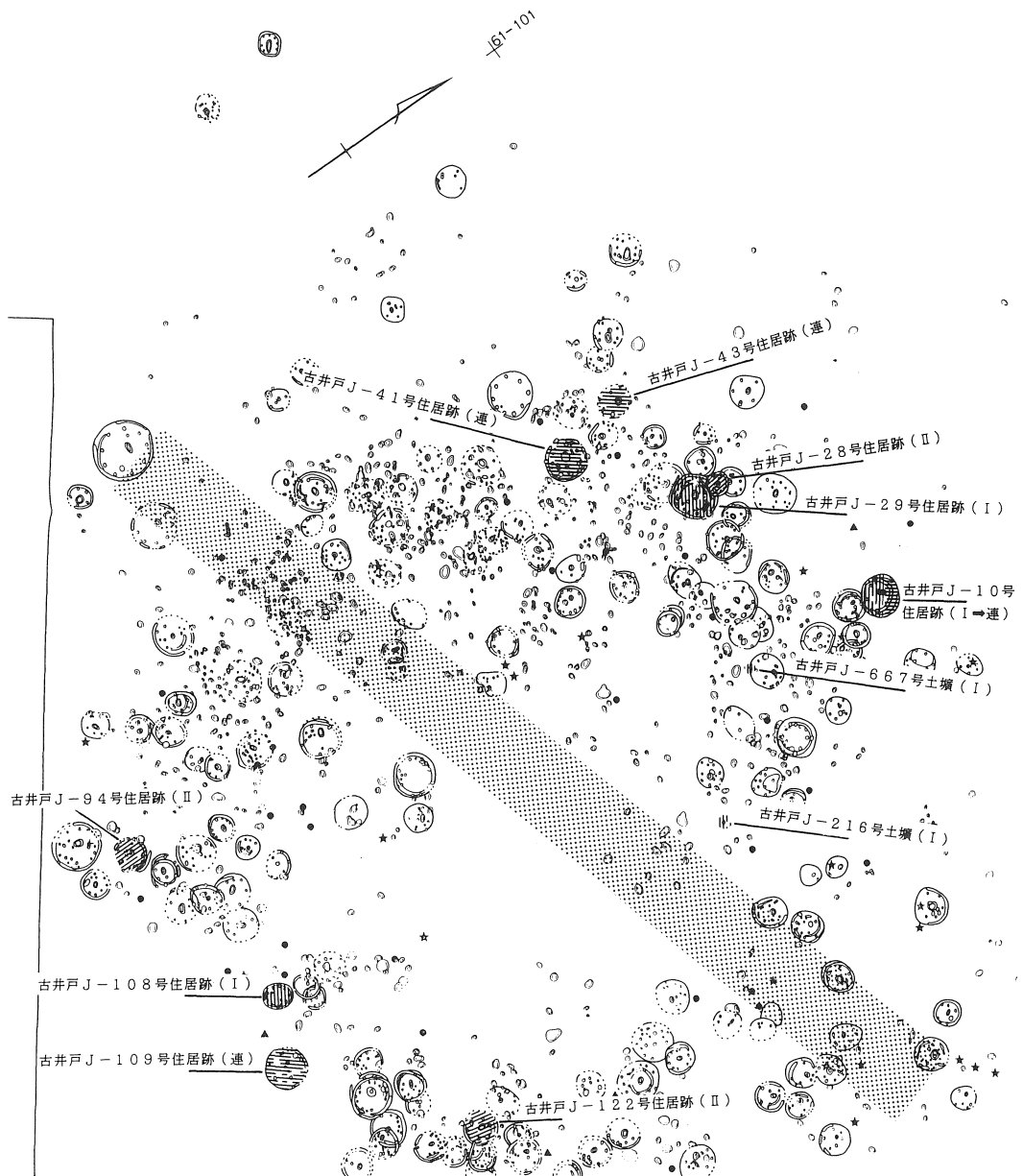
他の、土器は全て平縁深鉢形土器である。1紋様帯は、渦巻紋と楕円紋とが施紋され、それぞれが独立する傾向にある。渦巻紋を連結する隆起線は、楕円紋の上か下を通過する。(古井戸J-216号土壇では、楕円紋が2つに分割されている。図の左側が楕円紋と分割楕円紋、右側が分割楕円紋である。) 2紋様帯は、例外なく2本の隆起線による懸垂紋と1本の隆起線による蛇行紋である。

縄紋は、将監塚遺跡では全てがLRとRLの2種類を使用した縦回転の羽状縄紋である。ただし、RLの節は明瞭であるのに対し、LRは無節的で節が不明瞭なものが大部分である。(これは、実測図でも窺えるし、実物の観察でもそうした傾向が明瞭に観察された。縄紋がこれほど似通っている事は、いかなる事を物語っているのであろうか。あるいは、これらの土器が同時制作か同作者の証明ではないかと思われる。)

羽状縄紋土器第II期(第1図下段、第2図下段)・連弧紋系列(将監塚J-47号・63号・68号・77号・107号住居跡)(古井戸J-10号・41号・43号・109号住居跡・J-1277号・1382号土壇)・加曾利E系列(将監塚J-68号・71号住居跡)(古井戸J-28号・94号・122号住居跡)埼玉県埋蔵文化財調査事業団編年第11期に相当させる。この時期の終末に連弧紋系列が登場し、加曾利E系列と併存する。

加曾利E系列は、頸部の無紋帯は消失するが1紋様帯と2紋様帯に分帯される事には変わらない。第1期に比して1紋様帯の変容が観取されるが渦巻紋と楕円紋の基本的構成に変化はない。隆起線によって描かれるが、古井戸J-122号住居跡では沈線紋に変化している。2紋様帯は、隆起線が一部残存するが沈線紋による懸垂紋が配される。磨消縄紋は見られない(谷井「大山遺跡」、「加曾利E II式土器覚書」他、後述するように筆者は、古井戸・将監塚遺跡では羽状縄紋第I期と連続的に継続するため加曾利E I式終末として捉える)。2本の懸垂紋と1本の楕円紋の構成に変化は見られないが、前述、古井戸J-122号住居跡では懸垂紋が3本、楕円紋が2本へと変化し最終末の様相が良く看取される。

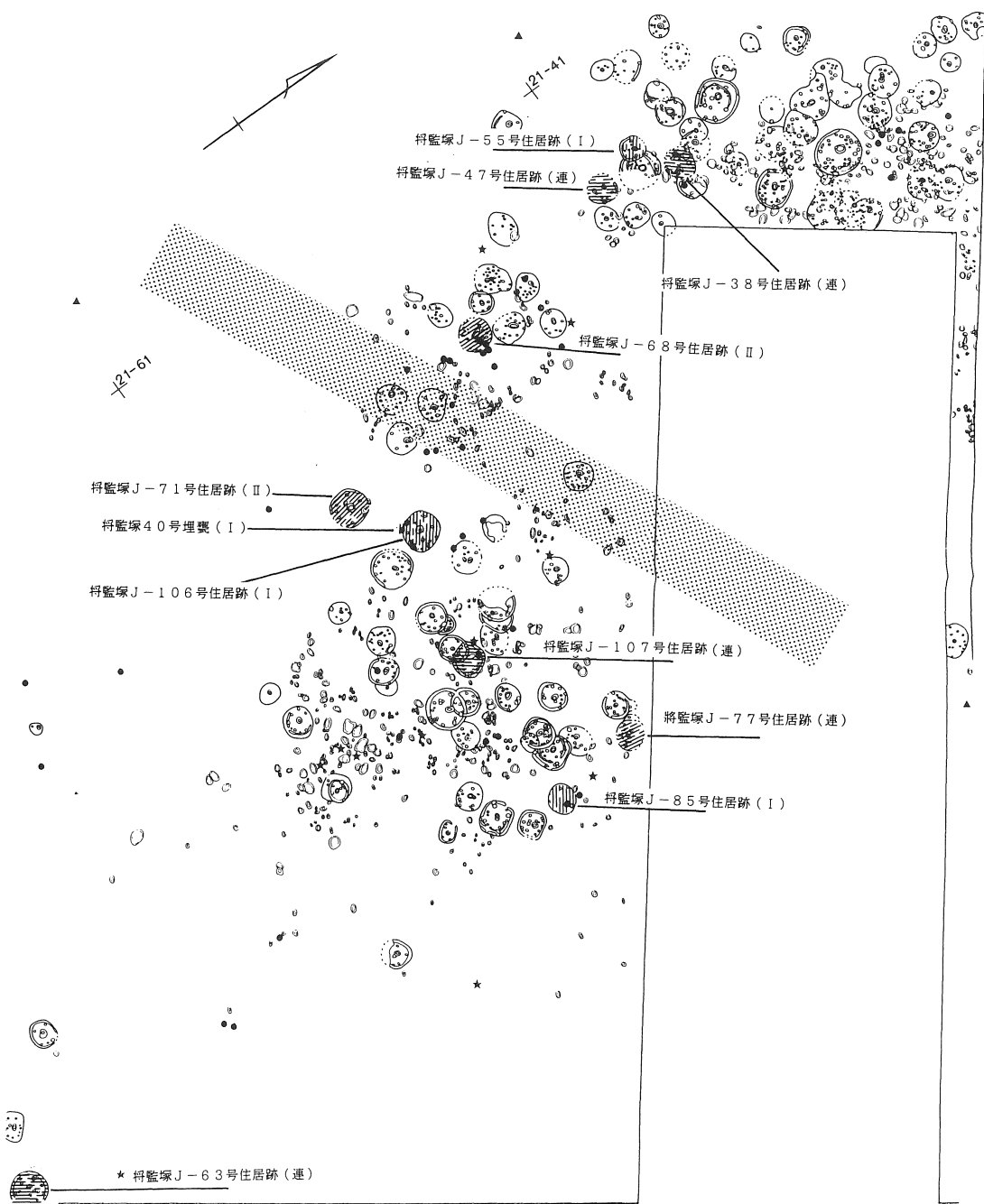
連弧紋系列は、不可思議な事に将監塚・古井戸両遺跡を通じて同一紋様が全く認められない。新しいデザインを採用する際は、基本となるデザインを全て集結させるのであろうか。胴部中央付近で括れるキャリパー形の器形を呈し、1紋様帯を持たないのを最大の特徴とする。一部を除いて2a紋様帯と2b紋様帯に分帯される事も加曾利E系列と峻別される最大の要因である。又、括れ部以上の2a紋様帯を無紋とする曾利式に近い土器も将監塚J-63号住居跡・古井戸J-43号住居跡で検出されている。将監塚J-63号・107号住居跡と古井戸J-1382土壇では、連弧紋系列では採用されなかった渦巻紋がデザインされている点で加曾利E系列との関連性を僅かに推測させる。



第4図 古井戸遺跡の羽状縄紋を出土する遺構

2. 羽状縄紋を持つ土器の時間軸

古井戸・将監塚遺跡の羽状縄紋を持つ加曾利E式土器について概観した。羽状縄紋第I期、羽状縄紋第II期に大別してそれぞれを埼玉県埋蔵文化財調査事業団編年の10期、11期に位置づけた。加



第5図 将監塚遺跡の羽状縄紋を出土する遺構

曾利E I式、加曾利E II式に跨るわけであるが、胴部に磨消縄紋を持つものは全く出土していない。

羽状縄紋を持つ加曾利E式は、羽状縄紋第I期から第II期へと連続的に変遷していくことは明らかである。この流れは、分断出来ないものと筆者は考える。従って、羽状縄紋第II期は古井戸・将監塚遺跡に限定して加曾利E I式最終末として理解しておきたい。羽状縄紋第II期には、連弧紋系

列も含まれる。加曾利E I式と加曾利E II式の分離は、非常に難しいが時間軸の設定を加曾利E系列で行う限り加曾利E I式であり、連弧紋の出現をもって加曾利E II式とするならば加曾利E II式である。微妙である。終末と先端が交叉する時期であるが、古井戸・将監塚遺跡では羽状縄紋が途切れる事をもって加曾利E I式の終幕としたい。

3. 羽状縄紋を出土する住居跡、土壌の分布と変展

古井戸・将監塚遺跡には、円形に巡る住居跡群をそれぞれ南北2つに分割し、4つのグループを形成させる。この4つのグループから羽状縄紋を出土する住居跡と土壌を注出して分析する。以下、分析を進める事によって整合性が確認出来ると思う。何故かと言うと、羽状縄紋を出土する住居跡は極めて限定されるからである。(あくまで土器と遺構を結合させた分析視点が重要である)以下、個別のグループごとに分析していく。

[古井戸遺跡Aグループ]

古井戸遺跡Aグループは、集落の北半分とする。このグループで羽状縄紋を持つ土器を出土する遺構は、住居跡が6軒、土壌が2軒である。羽状縄紋第I期に属する遺構—住居跡が2軒、土壌が2基である。羽状縄紋第II期に属する遺構—住居跡4軒である。以下、ファッションデザイナーの家系毎の変展を述べる。

古井戸遺跡J—29号住居跡の家系

J—29号住居跡は、建て替えが行われており、羽状縄紋第II期であるJ—28号住居跡へ移行する。この家系は、加曾利E系列としての変展で連弧紋系列をまったく含まない。土器の変化も、頸部無紋部を消失させており1段階の変展として納得出来るものである。これは、J—28号住居跡で断絶する。この段階以降に羽状縄紋を出土する遺構・羽状縄紋土器は、付近にはない。J—29号住居跡からは、破片が3個しか出土していない。この破片と極めて類似した羽状縄紋土器がJ—667土壌から復元可能な状態で検出されている。あたかも同一個体のごとき類似性である。言葉を代えていえば、土器を使用していた(土器制作に際して、モデルとしてこの土器が制作者の前に提示された)住居跡に僅かな破片を残して、土壌に大部分を安置したと言える。モデルとしての使命が終わった(モデルチェンジ)際に、丁寧に土壌に安置することが羽状縄紋第I期には、行われていたらしい。住居跡の建て替えと土器のモデルチェンジは、同時に行われたとする解釈も出来る。ファッションデザイナーとしての家系の由縁である。

古井戸J—10号住居跡の家系

J—10号住居跡も同様に、羽状縄紋第II期へと建て替えが行われている。報文では、1軒とされているが明らかに建て替えである。柱穴の配列、複数の炉跡、羽状縄紋第I期と第II期が混在して検出されているためである。羽状縄紋第I期は、J—10号住居跡からは胴部の復元実測図が提示されている。これとほぼ同一の個体が、J—216号土壌から2個体検出されている。この土壌と住居跡の関係は、J—29号住居跡の場合と同様である。J—10号住居跡は、羽状縄紋第II期になると加曾利E系列の土器は断絶し、連弧紋系列へと変化する。J—29号住居跡の家系と同時に建て替え(モ

デルチェンジ)が行われたとするとJ-10号住居跡の家系は、加曾利E系列に残らなかった(残れなかった)と言える。

その他、古井戸J-41号住居跡、J-43号住居跡の2軒から羽状縄紋を持つ土器が検出されているが、いずれも羽状縄紋第II期連弧紋系列である。従って、羽状縄紋第II期は加曾利E系列が1軒へと減少し、連弧紋系列が3軒となる。前述のように、連弧紋系列の土器は一つ一つの土器が全く異なった器形と紋様を持っていることを追認しておく。

[古井戸遺跡Bグループ]

古井戸遺跡の南側に分布する住居跡群をBグループとする。Bグループで羽状縄紋土器が検出される遺構は、住居跡が4軒である。J-290号土壇からも1片検出されているが、Aグループと同様、羽状縄紋第II期には土壇埋納の習慣はなく、Bグループでは羽状縄紋第I期にもその習慣はないらしい。羽状縄紋第I期-1軒、羽状縄紋第II期-3軒である。

古井戸J-108号住居跡の家系

J-108号住居跡では、口縁部の実測図が1個体と破片が1片検出されている。破片は同一個体であろう。頸部が無紋となり、1紋様帯と2紋様帯に分離するAグループと同様の羽状縄紋第I期の深鉢である。第II期になるとJ-94号住居跡とJ-122号住居跡に加曾利E系列が分かれる。J-94号住居跡は、AグループのJ-28号住居跡と同時間帯、J-122号住居跡は僅かに遅れるようで、1紋様帯の退化傾向が著しい。従って、J-108号住居跡の家系は、加曾利E系列の単純家系である。

その他、J-109号住居跡は羽状縄紋第II期連弧紋系列である。この連弧紋系列の土器もAグループの連弧紋系列とはまったく異なった器形と紋様を持っている。従って、羽状縄紋第II期は、加曾利E系列が2軒へと拡大し、新たに連弧紋系列が1軒加わる事になる。加曾利E系列が2軒に増加する事に対して、分家と言うと理解しやすいかも知れない。

[将監塚遺跡Aグループ]

将監塚遺跡の北側に分布する住居跡群をAグループとする。Aグループで羽状縄紋が検出される遺構は、住居跡が4軒である。土壇、埋甕等での検出はない。羽状縄紋第I期-1軒、羽状縄紋第II期-3軒である。

将監塚J-55号住居跡の家系

将監塚J-55号住居跡では、3個体の羽状縄紋第I期の土器が出土している。この3個体の土器は、ほかのグループで出土している平縁深鉢とは異なった器形と紋様を持っている。平縁深鉢は、1紋様帯に波状紋を持つ。地紋に縄紋はない。2紋様帯には2本の懸垂紋と蛇行紋が配される。波状口縁深鉢は、頂部に渦巻紋が配される4単位で、巻きの少ない渦巻紋と楕円紋が1紋様帯に配される。頸部に無紋部はなく他と同様の2紋様帯を持つ。他に、口縁部から羽状縄紋だけが施紋される土器が1個体分ある。

以上、くどく説明したが、他の遺構から出土している平縁深鉢の検出がない事に気が付く。これ

は、①古井戸Aグループと同様に土壌等に安置されたが未検であった。②元来、J-55号住居跡の土器組成にはなかった(従って、羽状縄紋第I期では最古の位置が与えられるかも知れない)。同時に、3個体分が住居跡に残っていた事になり注目される事象である。

第II期になるとJ-68号住居跡が加曾利E系列の面影を残すが条線紋を主体とした曾利系の影響を受けたものとなる。或いは、J-55号住居跡の直系であろうか。連弧紋系では新たにJ-38号住居跡、J-47号住居跡が成立する。それぞれ異なった器形と紋様を持つ。

[将監塚遺跡Bグループ]

将監塚遺跡の南に分布する住居跡をBグループとする。羽条縄紋が検出される遺構は、住居跡が6軒、埋甕が1基である。羽状縄紋第I期に属する遺構一住居跡が2軒、埋甕が1基である。羽状縄紋第II期に属する遺構一住居跡が4軒である。以下、ファッションデザイナーの家系毎に変展を述べる。

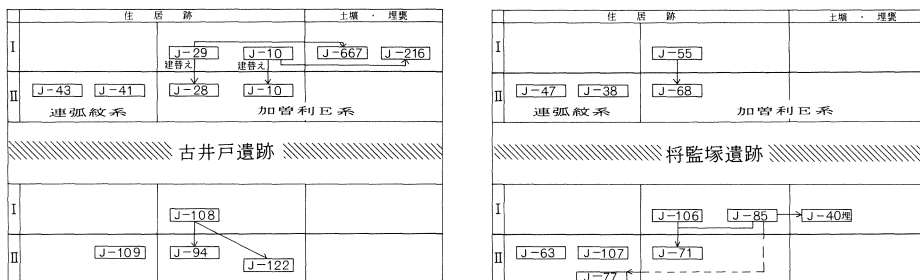
将監塚J-106号住居跡の家系

将監塚J-106号住居跡の平縁深鉢形土器は、比較的小形であり頸部無紋部以下を欠失する。1紋様帯には、渦紋から下弦に隆帯が繋がり楕円紋を包み込む。これは、将監塚J-85号住居跡の土器と全く一致する。これは、明らかに羽状縄紋第I期の土器である。第II期になると将監塚J-106号住居跡の家系を継ぐ加曾利E系列の将監塚J-71号住居跡と連弧紋系列の将監塚J-107号住居跡に分家する。将監塚J-71号住居跡出土の平縁深鉢形土器は、口縁部と胴部2個体出土しており1紋様帯には縄紋の変わりに集合沈線が加わり、Aグループの将監塚J-68号住居跡に近い。又、楕円紋が分断される点で将監塚40号埋甕と共通する。将監塚J-107号住居跡出土土器は、連弧紋であるが2b紋様帯が加曾利E系列のものである。

J-106号住居跡に隣接して第40号埋甕が存在する。1紋様帯の楕円紋が分断されるのを特徴とする。これは、将監塚J-71号住居跡出土例とは若干異なるが基本的には共通する。古井戸Aグループの住居跡と土壌の関係からして、将監塚J-85号住居跡との関連を指摘しておきたい。或いは、将監塚J-85号住居跡との融合が計られたのかもしれない。

将監塚J-85号住居跡の家系

将監塚J-85号住居跡の平縁深鉢形土器は、将監塚J-106号住居跡のものとはほぼ同一の1紋様帯・



第6図 羽状縄紋を持つ住居跡の家系

紋様を持つ。やや大形であるが酷似している。頸部に無紋部を持つもので羽状縄紋第Ⅰ期の所産である。羽状縄紋第Ⅱ期になると、連弧紋系列の将監塚J—77号住居跡に引き継がれ、4個体分出土している。胴部に隆起線による蛇行紋を持つものが出土しており曾利式との結び付きを感じさせる。底部が1個体出土しており極めてめずらしい。隆起線上に刺突が加えられる。他に、波状口縁の連弧紋が出土している。やはり、全て異なった器形と紋様を持っている。

将監塚J—63号住居跡

羽状縄紋第Ⅱ期に属する連弧紋系の土器を出土する住居跡が、南側に外れて存在する。2a紋様帯を無紋とし、2b紋様帯に連弧紋と渦紋・懸垂紋が施されるものである。この土器も他の連弧紋系土器とは異なった器形と紋様を持っている。この住居跡は、将監塚J—106号住居跡と将監塚J—85号住居跡いずれの家系にも属しておらず、苦慮するところであるが、調査区外に別の集落があったものとしておきたい。

4. 羽状縄紋を持つ住居跡の家系

古井戸Aグループと将監塚Bグループは似通っている。羽状縄紋第Ⅰ期の住居跡が2軒でともに対応する土壌と埋甕を持っている。将監塚Bグループでは、羽状縄紋第Ⅱ期に到る過程で両者が融合している。J—106号住居跡に接近して第40号土壌が存在するのはJ—85号住居跡(加曾利E系列)の血筋が途絶えたため加曾利E系列の一本化が計られたとの推定も出来る。古井戸Aグループでは、建て替えを行ってきちんと家系を継いでいる。2軒の住居跡に対応する土壌も存在しており、使用済の羽状縄紋土器を大切に安置させている。羽状縄紋第Ⅱ期連弧紋系列も両者ともに2軒ずつである。

古井戸Bグループと将監塚Aグループも対応関係にある。羽状縄紋第Ⅰ期の住居跡が1軒ずつで、対応する土壌、埋甕を持たない。将監塚AグループではJ—55号住居跡からJ—68号住居跡へときちんと家系が継がれている。古井戸Bグループでは分家が行われるようである。J—108号住居跡からJ—94号住居跡へと家系が継がれるわけであるが、J—94号住居跡よりも紋様の崩れたJ—122号住居跡が存在するからである。将監塚Bグループと逆である。羽状縄紋第Ⅱ期連弧紋系列は、古井戸Bグループで1軒、将監塚Aグループで2軒である。両者の数のバランスが計られたのかも知れない(将監塚遺跡内部での整合性を含めて)。

古井戸と将監塚の4つのグループのうち最も整っているのが、古井戸Aグループである。全てが2個ずつ対になりそれぞれがバランスを保っている。古井戸Aグループと古井戸Bグループで共通するのは、羽状縄紋第Ⅱ期の加曾利E系列が2軒ずつ配置される事である。将監塚Aグループと将監塚Bグループで共通するのは、羽状縄紋第Ⅱ期で加曾利E系列が1軒ずつ、連弧紋系列が2軒ずつである。

以上、古井戸Aグループと将監塚Bグループがほぼ対応し、古井戸Bグループと将監塚Aグループがほぼ対応するといった交差的関係が窺える。これは、隣接するグループが同一化しないように2項を対立させているのかも知れない。また、古井戸遺跡と将監塚遺跡それぞれにAグループとBグループのバランスがとられていたようである。

5. 羽状縄紋採用の背景

当初、筆者は次のように考えていた。

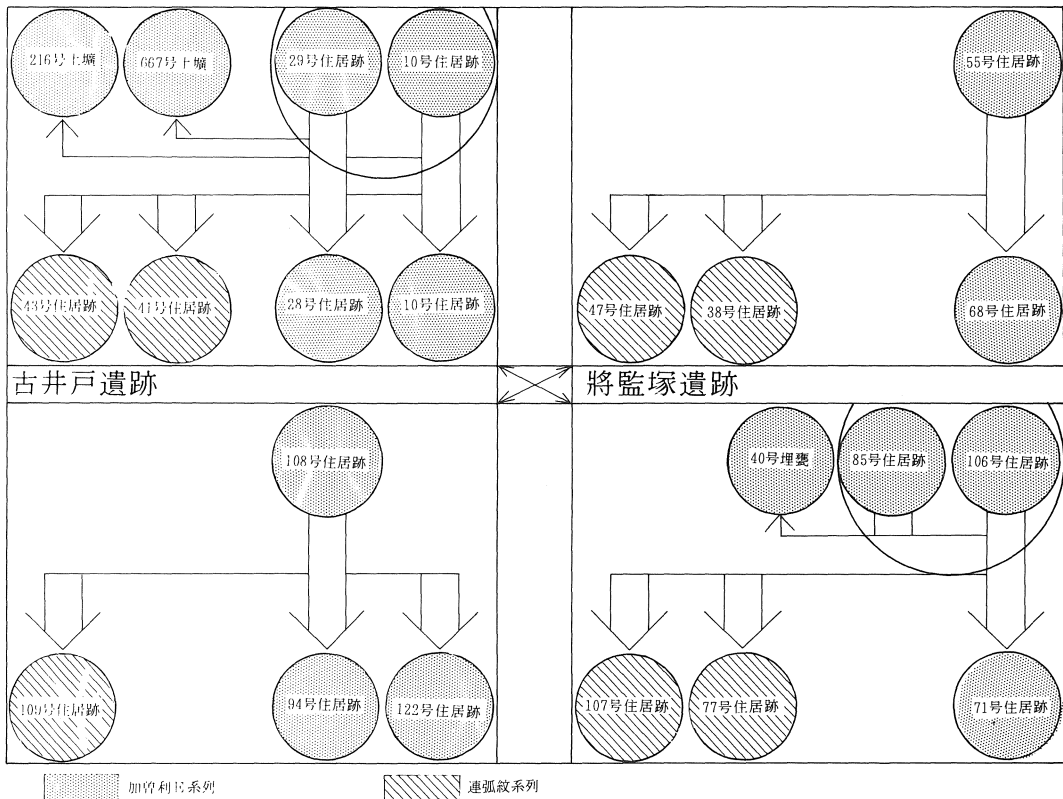
*. 同じ器形紋様を持ちながら、他とは全く異なった羽状縄紋を採用する点で他とは峻別される。それは、なんらかのリーダーであったと想定される。他と異なる点が縄紋式土器で、しかも地紋縄紋だけが違っているという点で、富・権力など蓄積しないリーダーではないか。すなわち、特殊な遺物を所有しない（石棒・石剣・玉類等、極めて特異な器形・紋様を持つ土器等）「共同体」的なリーダー（集団労働的）の家系ではないかと想定した。

しかしながら最終的な帰結は異なったものとなった。

* 1. 集団のリーダーとは何等かの富の蓄積があるのではないか。

* 2. 今回分析した縄紋時代の集落には、羽状縄紋という筆者の判断出来る材料があっただけで、他の住居跡にもわれわれの判断出来ない（又は、未だに解読出来ない）家紋と言うべきものがあったのかも知れない。例えば、赤い帽子をかぶっている事が縄紋時代においては、誰が見ても一見して理解出来る家紋であったかも知れないが現代のわれわれには単なる赤い帽子でしかない。しかも、色違いの帽子が大量に出てきたならば、われわれには知る由もない。

* 3. 地紋と言う極めて地味な特異性は、筆者が想定するに土器作りのリーダー（ファッション



第7図 羽状縄文を持つ遺構変遷のモデル

デザイナー)の可能性が高いように思われる。羽状縄紋を持つことが土器の紋様・器形を定める象徴(シンボル)であったのであろうと思われる。それは、加曽利E系列の羽状縄紋を所有する家系が連弧紋系列の紋様・器形を採用するにあたって、同時に、それぞれ紋様・器形が全く異なる土器を採用している(いわゆる連弧紋のセット)点にも表れている。

* 4. 羽状縄紋はファッションデザイナーとしてのシンボル(家紋・家系)であろう。

* 5. 「範型」の源として、ファッションデザイナーの居住する住居跡に羽状縄紋を施紋した土器を展示(或は保管)しておき、縄紋土器作成の際にはこの羽状縄紋を持つ土器を実際に見ながら(紋様をイメージしながら作成するのではなく)紋様が決定される。紋様は、羽状縄紋を持つ土器から逸脱してはいけないのである。集落における土器紋様の同一性はこうして生じる。

* 6. 紋様に同一性を持たせる為に、「範型」の源としての土器の紋様に特別に変わった印(マーク)を配置する訳にはいかない。マークさえ模倣されてしまうからである。必然的に地紋に特別なマークが求められた訳である。今回分析した対象が羽状縄紋であっただけで、他の何ものかが羽状縄紋にとって変わってもかまわないのである。われわれ研究者が、それを見つけるか否かにかかっているからである。

* 7. 地紋に羽状縄紋を持つ最初の住居跡は、将監塚J-55号住居跡であろう。平縁形土器以外の基本的セットが揃っている。平縁形土器は、持ち回りにされて欠落したのであろうか。同時に終了にあたって連弧紋を採用する際にも、それぞれが全く別々の器形と紋様を採用し、古井戸・将監塚両遺跡全体でセットを形成している。

* 8. 従って、加曽利E系列の家系と連弧紋系列の家系は異なっているが、連弧紋の採用にあつたては、加曽利E系列の4つのグループのファッションデザイナーの合議があり、連弧紋のセットを2つの集落に一時に取り入れたのであろう。

終 結

古井戸・将監塚遺跡における羽状縄紋を持つ加曽利E式を見てきた。次の段階は、他遺跡(集落全体が把握出来るような)と他の時間軸で羽状縄紋又は、それに変わりうる鍵が存在しうるかと言う事になると思う。(羽状縄紋を持つ遺跡として福島県法正尻遺跡をあげておく。これは、結束を持つ羽状縄紋とは区別される。大木7b式から大木8b式までの所産であり中心は大木8a式である。今後の分析の一例として揚げておいた。)

確かに、時間軸を設定する事は必要であり、今後も継続されるであろう。しかし、発想の転換を必要としている時期ではないだろうか。縄紋式土器には、我々の全く計り知れない意味があるだろうと思う。レビー・ストロースが神話体系で構築したような事が、縄紋土器の分析で出来るであろう。しかも、縄紋式土器は、現存する遺物として我々の手の中に存在している。鍵を開けると事實は、意外なほど簡単かもしれない。(1991・10・7)



第9図 法正尻遺跡における羽状縄紋を持つ大木式(2)

参考文献

- 谷井 彪 1978 「加曾利E II式土器の覚書」『埼玉県立博物館紀要』 5
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1982 「縄文中期土器群の再編」『研究紀要1982』
石塚和則 1986 『将監塚遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第63集
宮井栄一 1989 『古井戸遺跡—縄文時代—』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第75集
松本 茂他 1991 『法正尻遺跡』 福島県文化財調査報告書 第243集

研究紀要 第9号

1992

平成4年10月23日 印刷

平成4年10月30日 発行

発行 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-01 大里郡大里村大字箕輪字船木884

☎0493-39-3955

印刷 望月印刷株式会社